

3 二以上の請求項に係る願書に添付した特許請求の範囲の訂正をする場合には、請求項ごとに前項の訂正の請求をすることができる。ただし、特許異議の申立てが請求項ごとにされた場合にあつては、請求項ごとに同項の訂正の請求をしなければならない。

4 前項の場合において、当該請求項の中に一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係その他経済産業省令で定める関係を有する一群の請求項（以下、「一群の請求項」という。）があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

5 審判長は、第一項の規定により指定した期間内に第二項の訂正の請求があつたときは、第一項の規定により通知した特許の取消しの理由を記載した書面並びに訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面の副本を特許異議申立人に送付し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、特許異議申立人から意見書の提出を希望しない旨の申出があるとき、又は特許異議申立人に意見書を提出する機会を与える必要がないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

6 審判長は、第二項の訂正の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は第九項において読み替えて準用する第二百二十六条第五項から第七項までの規定に適合しないときは、特許権者及び参加人にその理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

7 第二項の訂正の請求がされた場合において、その特許異議申立事件において先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は、取り下げられたものとみなす。

8 第二項の訂正の請求は、同項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について第七條の五第一項の補正をすることができる期間内に限り、取り下げることができる。この場合において、第二項の訂正の請求を第三項又は第四項の規定により請求項ごとに又は一群の請求項ごとにしたときは、その全ての請求を取り下げなければならない。

9 第二百二十六条第四項から第七項まで、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百三十一条第一項、第三項及び第四項、第二百三十一条の二第一項、第二百三十二条第三項及び第四項並びに第二百三十三条第一項、第三項及び第四項の規定は、第二項の場合に準用する。この場合において、第二百二十六条第七項中、「第一項ただし書第一号又は第二号」とあるのは、「特許異議の申立てがされていない請求項に係る第一項ただし書第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

（決定の方式）
 第二百二十条の六 特許異議の申立てについての決定は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行わなければならない。

- 一 特許異議申立事件の番号
- 二 特許権者、特許異議申立人及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 三 決定に係る特許の表示
- 四 決定の結論及び理由
- 五 決定の年月日

2 特許庁長官は、決定があつたときは、決定の謄本を特許権者、特許異議申立人、参加人及び特許異議の申立てについての審理に参加を申請してその申請を拒否された者に送達しなければならない。

（決定の確定範囲）
 第二百二十条の七 特許異議の申立てについての決定は、特許異議申立事件ごとに確定する。ただし、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより確定する。

- 一 請求項ごとに特許異議の申立てがされた場合であつて、一群の請求項ごとに第二百二十条の五第二項の訂正の請求がされた場合、当該一群の請求項ごと

二 請求項ごとに特許異議の申立てがされた場合であつて、前号に掲げる場合以外の場合、当該請求項ごと

（審判の規定等の準用）

第二百二十条の八 第二百三十三条、第二百三十三条の二、第二百三十四条第四項、第二百三十五条、第二百三十五条の二、第二百三十六条、第二百三十六条の二、第二百三十七条の規定は、特許異議の申立てについての審理及び決定に準用する。

2 第二百三十四条第五項の規定は、前項において準用する第二百三十五条の規定による決定に準用する。第二百三十三条第一項第八号中、「まで」の下に、「第二百二十条の五第九項又は」を、を含む。）の下に、「第二百二十条の五第二項ただし書」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 特許無効審判は、利害関係人（前項第二号（特許が第三十八條の規定に違反してされたときに限る。）又は同項第六号に該当することを理由として特許無効審判を請求する場合にあつては、特許を受ける権利を有する者）に限り請求することができる。

第二百二十五条の二中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 延長登録無効審判は、利害関係人に限り請求することができる。

第二百二十六条第二項中、「訂正審判は、」の下に、「特許異議の申立て又は」を、時からそのの下に「決定又は」を加え、請求項ごとに」の下に「申立て又は」を、その全ての」の下に「決定又は」を加え、同条第三項中、「一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係その他経済産業省令で定める関係に有する一群の請求項（以下、「一群の請求項」という。）を、「一群の請求項」に改め、同条第八項ただし書中、「特許が」の下に、「取消決定により取り消され、又は」を加える。

第二百三十一条の二第一項第三号中、「第二百三十三条第一項」の下に、「第二百二十条の五第九項及び」を加える。

第二百三十四条の二第七項中、「第十七條の四第一項」を、「第十七條の五第二項」に改める。

第二百三十九條第一号及び第二号中、「若しくは参加人」を、「参加人若しくは特許異議申立人」に、「又はあつたとき」を、「又はあつたとき」に改め、同条第三号中、「又は参加人」を、「参加人又は特許異議申立人」に改め、同条第五号中、「若しくは参加人」を、「参加人若しくは特許異議申立人」に、「又は」を、「又は」に改める。

第二百五十六條第二項中、「第十七條の四第一項」を、「第十七條の五第二項」に改める。

第二百六十八條第一項中、「ときは」の下に、「特許異議の申立てについての決定若しくは」を加える。

第二百七十一條第一項中、「確定審決」を、「確定した取消決定及び確定審決」に改める。

第二百七十三條第一項中、「請求人が」の下に、「取消決定又は」を加え、同条第三項中、「送達により」の下に、「取消決定又は」を加え、同条第四項中、「審決」を、「取消決定又は審決」に改め、同条第五項中、「再審の理由が」の下に、「取消決定又は」を加える。

第二百七十四條第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

第二百七十四條、第二百七十六條から第二百二十条の二まで、第二百二十条の五から第二百二十条の八まで、第二百三十一条第一項、第二百三十一条の二第一項本文、第二百三十二条第三項、第二百三十四条、第二百三十五条第一項及び第三項並びに第二百五十六條第一項、第三項及び第四項の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。

第二百七十五條中、「無効にした特許」を、「取り消し、若しくは無効にした特許」に改め、効力は、当該の下に、「取消決定又は」を加える。

第二百七十六條中、「無効にした特許」を、「取り消し、若しくは無効にした特許」に改め、ときは、当該の下に、「取消決定又は」を加える。